有機酸用又は硫酸、硝酸その他前掲のもの以外の無機酸用のもの	一〇
アルカリ類用、塩水用、アルコール用その他のもの	一五
水槽及び油槽	
鋳鉄製のもの	二五
鋼鉄製のもの	一五
浮きドック	二〇
飼育場	一五
つり橋、煙突、焼却炉、打込み井戸、塀、街路灯及びガードレール	一〇
露天式立体駐車設備	一五
その他のもの	四五
合成樹脂造のもの（前掲のものを除く。）	一〇
木造のもの（前掲のものを除く。）	
橋、塔、やぐら及びドック	一五
岸壁、桟橋、防壁、堤防、防波堤、トンネル、水槽、引湯管及び塀	一〇
飼育場	七
その他のもの	一五
前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの	
主として木造のもの	一五
その他のもの	五〇

有機酸用又は硫酸、硝酸その他前掲のもの以外の無機酸用のもの	一〇
アルカリ類用、塩水用、アルコール用その他のもの	一五
水槽及び油槽	
鋳鉄製のもの	二五
鋼鉄製のもの	一五
浮きドック	二〇
飼育場	一五
つり橋、煙突、焼却炉、打込み井戸、塀、街路灯及びガードレール	一〇
露天式立体駐車設備	一五
その他のもの	四五
合成樹脂造のもの（前掲のものを除く。）	一〇
木造のもの（前掲のものを除く。）	
橋、塔、やぐら及びドック	一五
岸壁、桟橋、防壁、堤防、防波堤、トンネル、水槽、引湯管及び塀	一〇
飼育場	七
その他のもの	一五
前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの	
主として木造のもの	一五
その他のもの	五〇